

**引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る
建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準**

令和4年9月1日
静岡市建築審査会

1 趣 旨

次の基準に該当する引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（以下「工場」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）第48条第5項から第10項までのただし書の規定に基づき、特定行政庁が各項のただし書に定める環境又は利便を害するおそれがないと認め、静岡市建築審査会の同意を得たものとして、許可することができるものとする。

2 基 準

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域内に存在する既存の工場であって、次の各号の条件をすべて満たすものであること。

ア 平成22年9月10日付け国住指第2263号・国住街第78号「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」＜別添1＞に定める「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」の全てを満たすこと。

イ 工場の規模については、その敷地が存在する用途地域によって、次に定める条件を満たすこと。

（ア）第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあつては、作業場の床面積が50㎡を超えないこと。

（イ）近隣商業地域及び商業地域にあつては、作業場の床面積が150㎡を超えないこと。

ウ 法第48条第15項に基づく公開による意見の聴取において、利害関係人から合理的な主張に基づく反対意見がないこと。

3 建築審査会への報告

この基準による許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る計画を報告しなければならない。

また、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。

4 適用期間

この基準は、令和7年9月30日までに許可申請がなされたものに適用する。

附則

この基準は、平成25年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年9月1日から施行する。